誓約書

公益財団法人古泉財団

代表理事　　古泉　肇　殿

　私は、貴財団の奨学金の受給にあたり、貴財団の定める諸規程を遵守することを誓約いたします。

　なお、奨学金規程第15条に該当する場合において、貴財団より奨学金の返還を求められたときは、　　奨学金の一部若しくは全部の返還を行うことを誓約いたします。

　奨学金受取口座は、下記のとおり、届出いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 | 口座番号 | 口座名義（フリガナ） |
|  |  |  |  |  |

（本人名義の預貯金口座を記入してください。）

　　　年　　月　　日

〔 奨学生 〕

　　現住所　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公益財団法人古泉財団奨学金規程より抜粋

|  |
| --- |
| （奨学金の返還）  第15条 この法人は、第11条又は第13条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。  （奨学金の休止及び停止）  第11条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する。  2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止 する。  （奨学金の廃止）  第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。  (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。  (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。  (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。  (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。  (5) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。  (6) その他奨学生としての資格を失ったとき。 |